

公園における花火の使用について

夏季の試験的な取り組みとして、区内の5つの公園で花火の使用を認める。

概要

(1) 実施場所

- 品川地区 東品川海上公園（品川区東品川三丁目9番21号外）
- 大崎地区 しながわ中央公園（品川区西品川一丁目27番14号）
- 大井地区 しながわ区民公園（品川区勝島三丁目2番2号）
しながわ花海道（品川区東大井一丁目13番先外）
- 荏原地区 戸越公園（品川区豊町二丁目1番30号）

(2) 実施期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月31日（日）

(3) 時間 17:00から20:00まで

- (4) 使用規則・公園利用者および近隣住民に迷惑となる行為は行わない
- ・少人数（家族単位）の利用とする（子どもだけの使用は不可）
 - ・手持ち花火に限定する。
 - ・花火を持って走り回らない
 - ・ゴミは持ち帰る
 - ・使用後の花火を入れるバケツ等を用意する
 - ・公園施設を破損、汚損するなど支障のないようにする

(5) 広報 区HP しなメール、品川区Xなど